

## 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る その他の関係法令

沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱の他にも、再生可能エネルギー発電設備の設置には、各種法令に基づき許可や届出等が必要な場合があります。

届出等の詳細につきましては、各担当窓口へお問い合わせください。

法律等の名称	主な規制対象	担当窓口
農地法	農地の転用、権利移転 (農地転用許可申請)	農業委員会事務局 電話 23-2111
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域整備計画の変更 (農振除外申請)	農林課 電話 23-2111
森林法	0.5haを超えない山林の立木の伐採 (伐採及び伐採後の造林届)	農林課 電話 23-2111
	0.5haを超える山林の立木の伐採、開墾 (林地開発許可申請)	(県)利根沼田環境森林事務所 電話 22-4481
	森林の土地を新たに所有 (森林の土地の所有者届出)	農林課 電話 23-2111
国土利用計画法	5,000㎡(都市計画区域外10,000㎡)以上の土地取引(土地売買等届出)	都市計画課 電話 23-2111
都市計画法	3,000㎡(都市計画区域外10,000㎡)以上の開発行為(開発行為許可申請)	(県)県土整備部建築課 電話 027-226-3704
沼田市開発指導要綱	3,000㎡以上、50,000㎡未満の施設の整備を行う事業(地域開発事業計画協議)	都市計画課 電話 23-2111
大規模土地開発事業の規制等に関する条例	50,000㎡以上の開発事業 (大規模土地開発計画協議)	(県)地域政策課土地・水対策室 電話 027-226-2366
景観条例	面積が1,000㎡又は法面の高さ5mかつ長さ10mを超えるもの等(大規模行為の届出)	(県)県土整備部都市計画課 電話 027-226-3652
工場立地法	敷地面積9,000㎡以上、建築面積3,000㎡以上の工場(特定工場新設申請)	産業振興課 電話 23-2111
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地内における開発事業 (埋蔵文化財発掘の届出)	文化財保護課埋蔵文化財調査センター 電話 25-3643
建築基準法	建築物及び一部の工作物に関する建築確認 (建築確認申請)	建築住宅課 電話 23-2111
土砂等による埋立等の規制に関する条例	500㎡以上、3,000㎡未満の埋立 (土砂等の埋立許可申請)	環境課 電話 23-2111
	3,000㎡以上の埋立 (土砂等の埋立許可申請)	(県)環境森林部廃棄物・リサイクル課 電話 027-226-2865
土壌汚染対策法	一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更 (土地の形質の変更の届出)	(県)環境森林部環境保全課 電話 027-226-2836